

令和5年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和5年3月7日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年3月8日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総 務 課 長	大平弘明君
税 財 政 課 長	藤永大治君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	宮原良之君
多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	落合健治君	建 設 課 長	山村輝明君
農 林 水 産 課 長	作永善則君	水 道 課 長	安達伸男君	会 計 管 理 者	藤永尊生君
教 育 次 長	井手守道君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	金子剛君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	松本典子君	議 会 事 務 局 書 記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 2番 川副 剛 議員

(2) 5番 長谷川 忠 議員

- 日程第3 議案第3号 佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
- 日程第4 議案第4号 佐々町情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
- 日程第5 議案第5号 佐々町情報公開条例等の一部改正の件
- 日程第6 議案第6号 佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 日程第7 議案第7号 佐々町納税組合助成金交付条例廃止の件
- 日程第8 議案第8号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 日程第9 議案第9号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 日程第10 議案第10号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 日程第11 議案第11号 佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正の件
- 日程第12 議案第12号 佐々町子ども・子育て会議条例の一部改正の件
- 日程第13 議案第13号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件
- 日程第14 議案第14号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件
- 日程第15 議案第15号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件
- 日程第16 議案第16号 佐々町地域交流センター条例の一部改正の件
- 日程第17 議案第17号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和5年3月第1回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、永田勝美君、5番、長谷川忠君を指名します。

— 日程第2 一般質問（川副 剛 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。

一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。

2番。

2 番（川副 剛 君）

2番、川副剛でございます。議長の許可をいただきましたので、質問通告順に従い質問させていただきます。

最初に申し上げておきますが、今回質問する内容は、佐々小学校と口石小学校の教育や施設のバランスについて質問しますが、やや佐々小学校寄りに聞こえるかもしれませんが、私自身、口石小学校出身であり、6年間過ごしております、思い入れは口石小学校にあります。どちらがどうというわけではなく、あくまでもフラットな視点から質問させていただきます。

では、登校について質問します。

まず、口石小学校、佐々小学校、集団登校と個別登校がありますけれども、佐々小学校のほうが個別登校と集団登校が多いというふうに聞いております。児童数は、佐々小学校と口石小学校では全学年合わせてそれぞれ何名でしょうか。

それと、佐々小学校が集団登校と個別登校の交互方式が多いと聞いておりますけれども、なぜ佐々小学校が多いのかをお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

すみません、正確な人数については資料を持ち合わせていませんが、大体3対2の割合、口石小が3で、佐々小が2の割合ぐらいの比率でございます。大体600だから——

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長、全学年ってということで質問がっておりますけれども。

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

大体400と600ぐらいの割合になります。

それから、集団登校についてでございますけれど、各学校とも集団登校については各学校の実情に応じて定期的に行われているということでございます。両校ともに新学年、新年度に通学に慣れない1年生を慣れさせるため、また、安全のために一定期間実施されているのは同じでございます。そのあとは、学期の始め等に実施されているようでございます。その期間外でも、地区の保護者や子ども会の判断で集団登校が実施されているという実情がでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

口石小学校と佐々小学校の児童数、約、そうすると200人ぐらい違うということですが、町内に北と南にバランスよく2校ありまして、それにもかかわらず、これだけの差があるということでもあります。この児童の少なさが佐々小学校の集団登校と個別登校が交互になっている要因かと思われませんが、では、集団登校と個別登校を繰り返すことによってどのような支障が生まれるか。

例えば、6年生と1年生がいる場合を例に申し上げます。集団登校では、6年生と新1年生が一緒に行くわけでありますが、6年生が1年生を気にかけて通年登校するわけであります。通年毎日のことなので、1年生も日々の成長に合わせてペースが速くなり、6年生もその子に合わせた登校ができるわけです。しかし、個別登校に切り替わると、6年生は友達や一人で行くようになり、歩くペースが速くなり、必然的に家を出る時間も遅くなります。それが当たり前になってきたときに集団登校に戻す。そうすると、6年生の歩くペースが個別登校の速いままのペースになっていて、1年生がついていけない状況になっているわけであります。ペース配分が分からなくなった6年生は、遅刻してはいけないとペースが速くなります。1年生はついていけません。実際、1年生が転んで膝を擦りむいてもそのまま行ってしまったという話を聞いたこともあります。

その話を聞いたときに、もう少し1年生を気にかけてほしいなと思いましたが、よく考えてみると、高学年といってもまだ小学生であります。本人自身もペースが分からないのであります。そして、支障はまだ出ておまして、集団登校から個別登校に切り替わると、1年生同士で例えば登校します。そうすると、ペース配分、時間感覚が分からなくなり、頻繁に遅刻します。大人が短絡的に考えた登校方法に振り回されているのは子どもたちではないでしょうか。この交互の登校、子ども会に任せるとはいえ、子ども会もさほど認識してまとまっている感じはないんです。この交互の登校、適切でしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

御指摘のように、確かに集団登校、個別登校とも長所もあり、短所もあるというのは、認識はしております。例えば、集団登校では、高学年児童と一緒に登校することから低学年児童の安全性は高まる。また、高学年児童のリーダーシップも発揮できるということがございますけれど、一旦事故が起こると大事になることがございます。また、低学年の歩く速さと高学年の歩く速さが違うため、低学年が無理をするといった短所もあることは事実でございます。

そういったことを考えて、学校は新学期の一定期間、集団登校を取り入れている。また、2学期の始まりとか3学期の始まりに集団登校を取り入れると。安全性を重視した部分と、それと、そういった弊害のある部分、両方をうまく両立させるという対応をしておるんだというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

私からデメリットばかり申し上げたんですけれども、そもそも個別登校のメリットをもう少し詳細に教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

個別登校のメリットっていうのは、やはり自分のペースで登校できる。子どもを、私も歩き

ながら、また広報車で朝登校状況を見ておりますけれど、子どもたちは自分のペースというか、走ってみたり、広いところではですね、話をしてみたりしながら個別登校になったときは楽しそうにやっておるのも事実です。集団登校でもそういう場面はあるわけですけど。

それから、自分の身は自分で守るというのが安全教育の鉄則だというふうに思っております。そういった意味で、個別登校の場合はその辺りの指導を行いながら個別登校をやっていく。やっぱり自立させるための一歩ということで、ずっと1年生を集団登校させていると、これは頼りっぱなしになるというところがあるということ、その両方を兼ね合せて定期的な集団登校を学校と地域で取り組んでいるということだと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

自立的に自立性を教えるという観点から個別登校ということなんですけれども、やはり1年生は時計もまず見れませんし、キャッキヤやって歩くもんですから、なかなか遅刻してしまう。そして、遅刻して学校から連絡があつて、保護者が途中までついて行ったりとかそういうことがあるんで、自立性というものに関してはちょっと、やや疑問符があるところもあるんですけども、1年生だけではなかなか難しいと私は思います。

ちょうど口石小学校と佐々小学校の中間地点、千本団地の校区が、やはり安易に口石小学校にしてしまったのが人口格差ができたのかなと私がちょっと思っております。佐々小学校に教室不足で対応できなかった一因もあるかと推測されますが、いずれにせよ、十分協議するべきではなかったのかと、校区割りが不適切ではなかったのかと個人的には思っております。でも、今となってはあとの祭りでありまして、どうにもできないところもありますが、どうしても里山地域、あの辺が人口が少ないということなんですけれども、千本団地の校区割りについてどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

申し訳ありません。当時のことについては私ども、私、ちょっと認識がないわけですけど、当然十分協議をして校区割りをなされたものだろうというふうに思っております。校区については、地域の実態、町内会の話合い等で行われているというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

そうですね、この安易な校区割りは黒川教育長以前のことであり、今回答弁されたところは確かに難しいとは思いますが、実例はまだありまして、集団登校と個別登校の支障の弊害がまだあります。

集団・個別、集団・個別を繰り返すと、とある班の集団登校では、集団登校の感覚がよく分からなくなったのか原因は分かりませんが、高学年の班長、副班長が来なくなり、一番の年長

の児童が3年生で、副班長ならまだしも、その3年生が班長代理で1年生を引率している班もあります。その3年生児童が言うには、体が高学年ほど大きくないのに、3年生の班長で1年生を気にかけての引率は大変だということを耳にしております。すぐ近くに高学年がいる班と合併すべきであります。ですが、通年集団登校すれば、このような問題はなくなるのではないかと思います。

盲目的に前例踏襲するのではなく、毎年毎年、地区の実情に合わせて保護者からの聞き取りをして、一年ごとに班編成をするべきではないでしょうか。

個人的には、基本的に集団登校をベースにして、雨の日、雪の日などは個別に車などで保護者が送ってもいいんでしょうが、口石小よりも200人、佐々小は人口が少ないですから個別登校も多いと思いますので、毎年毎年、地区の実情を聞きながら班編成をしていくのがベストかなと個人的には思っております。

次の質問にまいります。スポーツ活動について。

小学校のサッカークラブが盛んと聞いております。昨年、ワールドカップもあり、野球同様、子どもたちには大変人気のスポーツであります。スポーツ少年団の佐々小学校のサッカークラブの人数、口石小学校のサッカークラブの人数を教えてください。あわせて、スポーツ少年団のサッカークラブではなく、学校管理のサッカー部はありますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今の御質問でございますが、まず、佐々小サッカー部でございますが、部員数は20名でございます。それから、口石小サッカー部ですが、40名でございます。この中で、スポーツ少年団というのはその学校の者でないと入れないということはございませんので、他の学校からも参加している経緯がございます。その人数でございますが、佐々小学校は2名、それから口石小学校が9名、別の学校から参加しているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

そもそも児童数が少ないので、人数が多い、少ないは仕方がないと思いますが、口石小学校のサッカークラブが人気で、佐々小学校のサッカークラブが衰退しかけておると耳にしております。私が考える理由は2点ありまして、1点目が、口石小学校のサッカー部は、町外からも佐々中学校のクラブからも二十数名練習に来ています。そもそもの人数が多いに加え、中学生もおり、活気があるということです。

お尋ねしますが、佐々中学校のクラブは、佐々小学校のグラウンドは使わず、口石小学校のグラウンドだけなぜ使っているのでしょうか。教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今の御質問でございますが、基本的に口石小学校のクラブでございますので、その学校のグ

ラウンドを使っているという状況でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

スポーツ少年団のサッカー部のことかなと思いますけれども、スポーツ少年団の場合は中学生も対象という、中学生も入っておる部がございます。その練習場所については、学校のほうで貸出しをしているということになっていると思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

私が聞いているのは、佐々中学校のサッカークラブがなぜ口石小だけを使っているのか。距離的には佐々小のほうが近いと思うんですけども、佐々中学校のサッカークラブが口石小のグラウンドだけを使っているのはなぜでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

なぜというか、施設の貸出しですから、借りやすいほう、もしくは便利のいいところということで、保護者、指導者がその施設を使っておるということであろうと思っております。佐々中学校のクラブと申しますか、スポーツ少年団ということで、その中に中学生が入っているという整理になるのかなというふうに思っています。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

ちょっといまいち分かりませんでしたけれども、とりあえず、佐々小学校のサッカークラブが衰退しかけている理由の2点目が、佐々小学校の数名が自校のクラブには行かず、口石小学校のクラブに練習に行っていること。理由は、口石小学校のサッカークラブが町外の児童や人数が多いこと、中学生もいることでサッカーレベルが上がること、技術が上がるということです。実際、中学校に入学して同じサッカー部でも、口石小学校出身はサッカーレベルが高い。これは結構周知の事実であります。そのようなことも保護者から聞いております。本人も保護者も強いところで上手になりたいという気持ちも分かりますが、安易に他校に行くことを認めてしまうと、続々と口石小学校に行き、佐々小学校のクラブの人数が減っていくのではないかと懸念されております。また、別の声として、子どもに「口石小学校のクラブに通いたい。」と言われたけれども、仕事がそんなに早く終われないから、車で送れないからと、佐々小学校で我慢してと。聞くだけでちょっとさんざんな感じがしますが、他校に行くことをどのような見解をお持ちでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

同一のクラブが両小学校にある場合の課題として賜りました。しかし、スポーツ少年団の運営自体は指導者と保護者に委ねており、私どもが対処することは難しい課題だというふうに思っております。両小学校のクラブが切磋琢磨しながらも連携しながら活発に活動がなされるように、各クラブに所属する児童の保護者の方々の理解と協力が必要であろうというふうに思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
2番。

2番（川副 剛 君）

解決策がちょっとよく分からないですけれども、私は個人的には解決策はもう佐々小学校のグラウンドと口石小学校のグラウンドを交互に同様に使うこと、公平に使うことだと思います。スポーツも教育でありまして、子どもたちは平等に受ける権利があります。そして、大人たちは公平公正な教育環境をつくる義務があります。ぜひ、この格差、解消していただきたいと思っております。

次の質問にまいります。施設について質問します。

両校の施設の均衡は取れているのかということで、プールについて質問しますが、佐々小学校の保護者のアンケートを見ますと、佐々小学校のプールの更衣室がないという声が寄せられております。口石小学校はプール横に更衣室があったと記憶しておりますが、佐々小学校の更衣室はありますでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

学校規模や立地条件、老朽化度等によって多少の違いはあるものの、教育活動や学校生活をやる上で両小学校の均衡は取れておると思っておりますが、プールの更衣室についてですけれども、佐々小学校のプールの更衣室は老朽化が激しいことから、実際にまた使われていなかったということで、平成30年度、プール改修の折に解体をいたしました。その代わりに体育館通路横、横に部屋があるわけですが、その部屋を女子更衣室としたところです。

口石小学校のプールの更衣室はありますけれども、老朽化がかなり進んでおり、実質的には使われていない。また、両小学校とも同じですが、更衣室自体、手狭で換気もよくないことから、近年は新型コロナウイルス感染症対策として使用はされていない状況が続いております。

また、更衣についてはそれぞれに工夫がされているようで、大体水泳の授業、2クラス同時にやる、複数の目で見えるために2クラス同時にやるというのが一般的でございます。そうした場合、一つの教室で女子、一つの教室で男子で更衣するというような工夫、または、特別教室あたりを使うというような工夫をしながら更衣を、ラップタオルというのを使いながら、こういうミノムシみたいに大きなタオル、ラップタオル等を使いながらやっておるという状況でございます。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

プールについては、教室が別々で、更衣室が別にあるということでまだ理解はできますけれども、佐々小学校では、通常の体育の授業において2年生までは男女同じ教室、同じ時間帯で着替えをしているとのこと。女の子の着替えを見られるところもある状況ですが、それは佐々小学校だけですか。口石小学校も同じ状況でしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

2年生までという線引きが口石小学校でなされているかどうかは、申し訳ありません、私、存じ上げておりませんが、もし不都合があるならば、学校と協議していく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

2年生の女子も、男子の目を気にする多感な時期であります。着替えをする教室を分けるなり、時間を変えるなどして、もう少し配慮すべきではないかと思えます。私たちの時代はそうだったからと、前からそうだったという悪しき前例踏襲、時代錯誤の考え方があるんじゃないでしょうか。我々も時代に取り残されないよう、思考・マインドを変えていかないとはいけません。

プール施設に戻りますが、口石小学校のプールには、周りから見えないよう目張り、塀がありますが、佐々小学校にはありません。丸見え状態であります。プールの改修が二、三年前にあったと記憶しておりますが、なぜそのときに口石小学校のプールを視察に行って参考にしなかったのか教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

口石小学校のプールについては、視察は行っております。フェンスについては、佐々小学校の場合は今のところ要望が上がっておりません。特に不審者がのぞくとか、そういう状況ではないということで、このあと、もう一度、学校の要望等について意見を伺ってみたいというふうには思っておりますけれども、口石小学校の場合は国道、それから公道に面しているということ、佐々中学校もそうでございますけれども、そういった要因もあってフェンスを設置したところではあります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

ちょっと考え方が時代錯誤な感じがします。児童を性的な対象で見る者もおります。プールは水着で露出も多いですから、特に変質者からの目は気にしなければなりません。先日も新聞に出ておりました。県内で下校中の女子児童に対する強制わいせつで隣の町の男が逮捕されております。少し前ですが、本町でも児童ポルノの画像を所持したということで男が逮捕されております。大変恐ろしいことですが、実際変質者、歪曲した性的嗜好を持った者がこの近辺におるわけでありまして。プールに入っているところを見られて変質者のターゲットにならないように、一刻も早く対策を講じていただきたい。

そして、その関連でお尋ねしますが、先日、不審者が本町でも出ました。佐々小学校区域ですが、情報は口石小学校の保護者も知っておられますでしょうか。2校で情報共有はしておられましたでしょうか。あわせて、初動の対応は十分できていましたでしょうか。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

両小学校、中学校も含めて情報共有の問題かと思えますけれど、そういった問題については相互にやり取りをするように、情報共有については、そしてメールで保護者に配信するようということやっておりますけれど、あの事案についてはすぐ対応がなされたということで、口石小学校のほうも当然ありましたので、メールで保護者に注意を呼びかけた。また、初動の対応としては、既にといいますか、子どもに徹底していることが、とにかく早く警察に連絡をとということで、その事案については、子どもが覚えておいて、すぐ警察に連絡をしたという対応が取られたところですので。ですから、学校の対応としては、保護者に注意喚起をしたということでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

先ほど対応と言われましたけど、逮捕はされていませんよね。逮捕されていないものですから、保護者がちょっと懸念しておるわけでありまして。エスカレートして大きい事件に発展しないかと、保護者が懸念しておるわけでありまして。せめて事件があった数日は、学校、町内会、子ども会などと連携して見回りをやっぱり二、三日、せめて1週間でもするべきだったとは思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

そういった、ここ数年前では、落書きといいますか、看板が貼られるというような事案がご

ございました。そういったときに、PTAも、それから地域の方もお願いして見回り活動を行ったところがございます。今回の事案については、警察のほうがすぐ対処できたということで、そこまでのところは出してはおりませんでした。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

ちょっと聞いてすっきりしませんけれども、逮捕じゃなくて指導。でも、要は犯人像が分からないわけですね、個人情報がありまして。犯人逮捕に至るほどのことではなかったということなんですけども、先ほど申しましたように、エスカレートするのではないかという点では、それがそれで終わればいいですけども、エスカレートするんじゃないかってやっぱり保護者は思われているわけです。今後はそういう対応はとられますでしょうか。同じような同様の事件があったときに、どのような対応を取られるお考えでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

事案事案によって対応は異なってくると思いますけど、今回の事案については、警察のほうからはきついおきゅうを据えたということで「御安心ください。」という御連絡をいただいたということで、そこまでの対応はしなかったということでもあります。これは、見つからない状況であれば、そのときにまた考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。特定されたということで、かなり抑止力は働いておるというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

保護者に入ってきたメールですと、たしか指導したからと、犯人が見つかったから指導した、それだけで終わっていたんです。だから、その後の詳細というのは分からなくて、すっきりしていない状態だということなんです。ですので、今後、今は即答できないかもしれませんが、今後、同様の事件があったときに対処をしていただきたいと思います。

前回も子どもを守るという覚悟を聞かせていただきましたけども、今回も改めて教育長の決意をお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

子どもの命を守るということは、もう全てに優先することだとは思っておりますけれど、近年、いろいろな事件が起こる中で、非常に難しい時代であるなという気もいたしております。地域、また、保護者と連携しながら、学校で取り組んでいきたいなというふうには思っております。

ます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

では、次の質問にまいります。学童保育についてお尋ねします。

今まで町内の私立幼稚園では、通わせている園児の兄弟は小学3年生まで学童保育は入所できておりました。保護者は、例えば3歳、4歳の幼児とその小学校の兄弟を1か所に迎えに行けることで手間が省けていたわけですが、ことしの4月から3年生は入所できないとのことであります。理由は、4月からの1・2年生の幼稚園での入所が多くて、空きスペースがないということでもあります。保護者もあと一年あるからと、仕事場の調整を含め、ゆっくり考える時間があつたのですが、1年前倒しになり、駆け込むように小学校の学童保育に申込みをしている状況であります。佐々小学校、口石小学校ともに受入れ体制はできているのでしょうか。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今の御質問で少し分からないところもありますけれども、入所状況ということで、年度当初4月1日時点、令和4年度の4月1日時点における受入れ状況ですけれども、佐々学童では定員を80名としておりまして81名の受入れ、口石学童では定員135名に対して128名を受け入れております。

先ほど言われた3年生が入所できなかったというところが、すみません、私、今手元にありませんけれども、入所希望の児童が受け入れられているかという点につきましては、佐々学童では先ほど申しますように定員の80名に対して81名を受け入れているんですけれども、現実として、5年生、6年生の児童が16名の申込みがあり、そのうち独り親家庭の5名を除いた11名の方には受入れをできないという形での対応を取らせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

受入れ体制はできているということによろしいでしょうか。あと、学習のスペースです。スペースが足りていないという、ちょっと狭いというふうな話も聞いておりますので、学習のスペースは足りていますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、受入れ体制ということですが、これは非常に難しい課題があるというふうに担

当課としては認識をしております。共働きの非常に多い中で、希望をなされる分について全てカバーできるかどうかというのは日々動いていくかというふうに思いますので、今年度は何とかぎりぎり対応ができた。でも、来年は非常に難しいということも起き得るかというふうには思っております。今申し上げますように、口石学童については何とか対応ができたというのが令和4年度でございます。佐々学童については一部受入れができなかったという事態がございますので、こういったところをどうしていくかという話は出てこようかというふうに思います。

今、またもう一点の御質問ですけれども、スペースの問題につきましても、国が今示している基準、おおむね1.65平米、1人当たりですけれども、これは満たしているというふうに思っております。あとは、実際に学校の授業から終わって学童に帰ってきたときに、子どもたちが少し羽を伸ばしてといいますか、遊ぶ、そういった中では手狭に感じる部分もあるのかもしれませんが、基準は満たしているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

全国的に少子化、人口減少で頭を悩ませている中、佐々町は子どもが増えております。学童保育がいっぱいというほかの自治体から見れば羨むことであります。我々もこの喜ぶべき状況に甘んじることなく、目の前の問題は解消しなければなりません。

例えば、春の山団地跡、土地柄的に住宅に適していると個人的には思っております。もしハウスメーカーに売却して今後新興住宅やマンションが増えた場合、子どもの数が増えることも想定されますが、今後、どのような対策を考えておられますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、神田の春の山団地の跡地のことで今お話がありました。これにつきましても、今、うちのほうで公有地の利用をどうするのかというのが、今、話合いが研究課題になっているわけでございますけど、この前、お話が、須藤議員からも御質問がありましたように、その隣の敷地に昔の神田の集会所があったんですけど、それが30人か40人ぐらいの名義になっている。これが一括で登記できれば問題はないんですけど、それをまず解決させていただいて、一括的に先ほどお話がある分譲するのかどうするのかというのは、早急に協議をさせていただきたいと。まずはその登記が進まなければなかなか難しいところがあるものですから。30人ぐらいの名義になっているんです、宅地が。だから、それを相続するのがなかなか難しいということで、今度、法律改正がありましたので、弁護士さんと相談しながら、早く名義を変えて、町に名義を変えていただいて、それで、全体で利用計画を立てたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

なるほど、登記の問題があるのはちょっと私も知らなかったものですから。先見性、予見性

を持って対応していただきたいと思います。

最後になります。去年はロシアのウクライナ侵攻、今年に入ってはトルコの大地震、身近な問題では物価高騰、暗い話題ばかりの中、あしたからワールドベースボールが始まります。この御時世の中、大変面白い話題だなと個人的には思っております。日本中が活気づいている状況もあり、楽しみにしております。私は全く野球に興味がないにわかファンなんですけれども、そんな私でもワールドベースボールは見たいと思っております。皆さんも大なり小なりストレスを抱えていると思いますので、何か楽しみを見つけてストレスを発散して、お仕事に励んでいただきたいと思っております。以上であります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（10時38分 休憩）

（10時45分 再開）

— 日程第2 一般質問（長谷川 忠 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に一問一答方式により、5番、長谷川忠議員の発言を許可します。

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。一般質問をさせていただきます。

先ほど、同僚議員の若手がどんどん成長しております、私なんかもどんどん年寄りになってきておりますが、それなりに年寄りの感覚でお話をさせていただきたいと思っております。

私は、町民の皆さんが知りたい、聞きたいを基本として質問させていただきます。

本町における路線バス運行について質問します。

本町の住民生活に大変、重要な交通手段として定着をし、なお、利便性はもちろん、安全な交通機関となっています。ところが、佐世保市の某バス会社は運転手不足が深刻化し、4月1日から現行の約8%に当たる約467本を減便するダイヤをすると明らかにしています。

路線バスをめぐっては、市は2019年に市営バスの路線を某バス会社へ集約し、一体化する編成をしています。運転手の数は、一体化時には295人だったのが、ことし4月1日時点では247人、48人の減となっています。見込みです。その後、さらなる減少も考えられるということですが、同社によると運転手不足は全国的な問題で、昨年3月の改正を同様の原因などで減便された、また、退職者数に対して応募者数が少なく、欠員補充が間に合わないなどの要因があるかと思われると思っております。

さらに、同社の運転手には、60歳以上の高齢ドライバーが多いということで、また、物価高騰、燃油費高騰の影響を受け、運賃の値上げも実施することです。このような状況の中、本町において、今後、増便・減便による影響の可能性はあるのか、本町の情報があればお伺いしたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

路線バスの4月1日からの増便・減便ということで、これは私のところの町も、オブザーバーとして令和5年2月21日に開催されました、佐世保市の地域公共交通活性化協議会において、初めて報告されたとお聞きしております、本来であれば所管委員会で報告させていただくところでございますが、時間的に余裕がなかったということで、今回は佐々バスセンター発着の増減だけ御報告をさせていただきたいと思っております。

まずは増便でございますけど、佐々バスセンターから佐世保駅前行きが6本、同じく佐々バスセンター発の重尾行きが2本、北部営業所発の佐世保駅前行きが1本で、計9本の増便ということになっておまして、減便については、佐々バスセンターから江迎行きが3本、それから、佐々バスセンター発の大加勢行き、鹿町行きが1本、それから、佐世保駅前発の北部営業所行きが5本、佐々バスセンター発の佐世保駅前行き3本等ということで、計約20本の減便が予定されているということでお聞きしておりますので、一応御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

やっぱり相当な数、全体で467本減便するとありましたので、やはり、相当の数の減便のほうに気がなります。増便のほうも9本あるということですが、減便が20本あるということは、町民の足ともなっている路線バスが減るということは、また大変なことだと思います。

ちょっと話を聞くと、バス停にスマートフォンを活用して、路線バスの運行状態が分かると、AIを使ってですか、そういう時代が長崎県でも行われるような状況になっています。

そういうことで、便数が増便じゃなくて減便ということは、大変住民の足の不自由なことになりますので、何らかの形でいい方向に向けたしたいと思います。

ところで、高齢者外出支援に対して、新たな企画での現在のタクシー利用券の配布を実施されていますが、利用状況の増減のほうはいかがなものでしょうか。分かれば教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

高齢者の外出支援につきましては、今、手元に正確な数字は持ち合わせておりませんが、令和3年度、令和4年度と比較して申請をされた件数がおおむね1,000件程度でございますので、ほぼ変わらないというふうな状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

タクシー券をちょっと多めにした状態でも、やっぱり変わらないということは、人気があま

りないんですかね。そのところは。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

人気があるかないか、ちょっと定かではございませんけれども、私ども多世代包括支援センターの地域包括支援センターのスタッフと、それぞれずっと話をしていきながら、必要な方に必要な枚数ちゃんと届いているかどうかというところだけ常に話をしております、今のところそういった困り感があられる御高齢者の方にチケット、タクシー券が届いていないという話は聞いておりませんので、今のところは届いているというふうに思っているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

そこで提案なんです、本町内の区間のみ路線バス、MRなどの交通機関の無料パスポートの発行などを考えてはみませんか。それ、できませんかね。

それにより、タクシー利用券と乗合い交通機関パスポートの両方を発行することによって、町内循環バスなどの要望解消に少しはつながるのではないかと思います。

町長いかがでしょう。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは以前から御質問がありました、敬老パスのことを言っておられると聞いていますけど、年間を通して自由に路線バスが利用できるということで、助成の在り方について御質問があったところではございますが、現時点では敬老パスといいますか、そういうのについては考えていないところでございます。

御理解をいただきたいのは、御指摘の佐世保市における敬老パスの佐世保市内、それから行政区内だけの支援ということになっていきますので、特別に支援が必要なケースを除きまして、やはり行政区域を超える移動にかかるのは、住民の方が経済的な負担に対する支援というのは、現時点ではなかなか厳しいのではないかと、私どもは思っているところでございまして、今回の御質問のように、運転手によりまして、公共交通機関がなかなか運行便が減便ということでございますけど、今後はこのような全国的な課題であるのではないかと考えておりますので、高齢者にかかわらず、交通の弱者と言われる方々に対しまして、公共交通をはじめとした交通手段の在り方というのは、今後とも大きなテーマで掲げていかなければならないところもあるということで、我々は認識しているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

やはりパスポートというか、今、佐々の地区では、佐々松瀬から真申ですかね、バス、路線バスですね。その区間と、結局、MRはどうなんですかね。MRもやっぱり無理ですかね。やっぱり両方、交通機関としてMRも駄目ですかね。佐々の地形的に言って、2つ道が、県道と国道がありますので、それがメインストリートじゃないですか。だから、そういうところに対処できるように、MRと佐々の本通りのほうを、結局バス、MRが上手に運行されることに対して、高齢者というか、外出支援に対してできないかなと思ったんですが、やっぱり無理ですかね、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、MRともバスとも共通するわけでごさいますけど、やはり、リフレッシュパスということになるわけでごさいますけど、先ほど申しましたように、やはり、こういう運転手不足とか、いろいろなことが出てくるわけでごさいますので、やはり、高齢者に限らず、交通弱者の方に今後、この公共交通の移動をはじめとした移動手段というのが必要になるわけでごさいますので、これについては、全体的な大きなテーマであるのではないかと考えておりますので、やはり総合的に検討しなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

検討していただければ幸いです。

では、次の質問にまいります。

某バス会社が長年運行されている国道204号線沿いの佐世保市方面に向かう、佐々新町バス停留所の存続危機があると昨年より聞き及んでいます。乗降客数が月平均でも1,000人前後の住民の方が利用なさっているとのことですが、できれば現状はどうなっているのか、可能な限りで結構ですからお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（10時59分 休憩）

（11時05分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、新町バス停のことでお話がありましたけど、詳しい情報はまだ私どもも入手していませんので、お答えできかねますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

了解しました。

このことに関しては、今、町長がおっしゃったので理解しました。

ほかにまだあるんですけど、本町は四方を佐世保市に囲まれた町でありまして、交通機関線道路沿線にある本町は、地域交通網の一部としての佐世保市との協議は何かあっているのですか。そこをちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

先ほどからお話があります、路線バスの減便に至った主な理由としましては、運転手の不足であると認識をしております。

今回は路線バスの減便でしたが、松浦鉄道も運転手が不足しているとお聞きしており、利用者の減少、燃料費の高騰もあり、昨年9月に減便が行われております。今以上の運転手不足が発生すれば、今後、減便の動きがあるかもしれません。

また、人口減少の影響が事業者の負担となり、さらに公共交通が縮小することも考えられます。そのような中、令和5年度当初予算に地域公共交通計画作成に係る負担金を計上しております。これは、作成が努力義務となっている地域公共交通計画を佐世保市と共同で作成するための負担金でございます。

佐々町は佐世保市に囲まれているため、より効果的な計画を作成するために、共同で作成する予定をしているものでございます。運転手不足につきましては、自治体で対応することは難しいかもしれませんが、予算がとおりましたら、効果的な計画を作成し、持続可能な公共交通の維持・利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

了解しました。

次に行きます。

最後のこの案件につきましては最後になりますが、新町バス停留所がもし維持できるならば、待合場所にサンルーフですか、ああいうのが設置していただければリニューアルになって、大変住民の方も喜ばれるのではなからうかと思っておりますので。要望です、これは。

結構ほかの地区には、バス停にはサンルーフですか、屋根付きがついているみたいなので、そこのところも検討していただければと思います。

では、次に行きます。

小中学校の児童生徒について、令和3年12月定例会の一般質問においても登壇をした、質問であります。新型コロナウイルス緩和措置により、インフルエンザと同様の季節性感染症として取扱いになる旨、3月上旬には具体的方針が出るとの報道があります。

全国の小中学校で不登校の児童生徒が、2021年度には、過去最多の24万4,940人に上ったと、

文部科学省の調査で分かったそうです。

前年度から24.9%の大幅増となり、増加は9年連続で、20万人を超えたのは初めてです。

長崎県も同じ傾向にあり、県教育委員会の調査では公立小中学校で、不登校の児童生徒は前年度から22.2%増え、2,784人、6年連続で過去最多を更新しています。小学生の不登校は、全児童の1.1%、中学生は全校生徒の4.9%を占めたとのこと。

不登校の急増について、文部科学省は新型コロナ流行による環境の変化でも、生活リズムが崩れやすくなったと伺っています。多くの学校活動が制限され、登校意欲がなくなったことが背景にあると思われます。また、コロナ流行前から不登校は増え、約10年前と比べると、小学生で4倍近く、中学生で2倍近くになったとのこと。

2017年には、不登校の児童生徒を、国や自治体が支援することを定めた教育機関確保法が施行されています。不登校の子どもたちが学ぶ権利は保証されなければなりません。不登校の急増を社会の変化に伴う、大きな課題と捉え、相談体制の充実を学校外にも学びの場を設けるなど、総合的取組の強化が不可欠です。

不登校急増を受け、県は、令和4年5月から大学教授や医師、臨床心理士、フリースクール関係者ら、有識者でつくる不登校支援協議会を設置し、一人一人にあった教育環境の整備など、不登校の実態に応じた対策を県内の各市町教育委員に示すとのこと。

そこで、本町における、コロナ禍による心身的な問題が児童生徒に発生していないか、伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

現在のところ、新型コロナウイルス感染症による後遺症等の体に対する影響は報告はされておりません。

また、コロナの影響で非行が増えたり、コロナを理由としたいじめがあったという報告もあっておりません。

ただ、議員がおっしゃるように、はっきりとした因果関係は分かりませんが、不登校者が増えたというのは気になっているところです。不登校の要因がその6割以上が無気力、生活のリズムの乱れというふうに整理されておりますので、あくまでも私見ですが、通常であれば乗り越えられる問題が、相次ぐ一斉休校や臨時休業によって、活動の意欲や集団への所属意欲が低下しているのかもしれない。終息はまだしていないものの、今後は活動の制限は緩和されると考えられますので、それに伴い、感染症防止を十分に行いながら、学校が楽しいと、集団に所属するのが楽しいと思えるような体験活動や人との交流を活発にしていきたいなどというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

不登校に対してはなかなか難しい問題とは、重々承知の上でお伺いしています。

また、不登校児童・生徒への学力支援の体制はどのように行われていますか。現状。よかったら。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、長谷川議員、ここの、今、コロナと今不登校ということで、ここに書いてありますけれども、心身的な問題ということで、私は取り扱っておくということで思っておるんですけども。（長谷川議員「でも、それも関連性があるからちょっとお聞きしているんですが。」）

今、不登校、不登校ということで言っておられますから、ちょっとそこら辺のところを精査して質問していただきたい。以上です。

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

だから、質問用紙には、不登校をメインに書いて提出したつもりなんですけれど。

議 長（淡田 邦夫 君）

ここには一つも、そういう不登校というものがないものですから。そう心身的な問題ということで。（長谷川議員「だから、それ心身的な問題で、今からまた言おうかと思っていたんですけど。」）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

なかなか、その不登校についての問題が大きすぎて、私の質問が合致しないところがあるかもしれませんが、その不登校に対して、どのように教育者、それから教育委員会、その児童の保護者などが、どのように対処なさる方向で、いい方向性でいけるかなということをお尋ねしたいんですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時16分 休憩）

（11時20分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員御質問のことでございますけれど、現在のところ、新型コロナウイルス感染症による後遺症等の体に対する影響は報告されておられません。

また、コロナの影響で非行が増えたり、コロナを理由としたいじめがあったという報告も上がっていない状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

私の質問がちょっと外れた状態になってしまったということですので。まあ、これを機に、

やっぱり少しでも心身的な問題を抱えていらっしゃる児童・生徒さんが、少しでも減っていたらと思うので、ほかの関連のことをちょっと挟んだんですけど、私のミスであります。どうもすみません。

もう最後にいきます。

このことに関しては、ちょっと確認だけで最後終わりたいと思います。

教育現場で今、道徳教育の授業なんかはやっていらっしゃるんですかね。児童・生徒に対して。これもちょっと外れていますが、最後にちょっとこれだけ確認させていただいて。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

ぱっと思いつきませんが、近年道徳は教科化をされまして、年間35時間、小学校は1年から中学校3年までやっておるところです。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

はい、どうもありがとうございました。

これで私の質問は終了させていただきます。どうも。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で5番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

暫時休憩としますが、ここからは三役、理事、担当課長のみ出席していただきたいと思っております。

しばらく休憩します。

（11時22分 休憩）

（11時33分 再開）

— 日程第3 議案第3号 佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第3号 佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第3号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案書に添付しております、令和5年3月定例会、議案第3号総務課資料1をお願いいたします。

佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例の条例制定の目的としまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、地方公共団体に関する個人情報の保護に関する法律の改正が行われたため、新たに法律施行条例を制定し、関係条例の整備を行うものでございます。

今回の条例制定は、この1ページの表中の朱書きで囲んでいる新規の法律施行条例と条例制定にあわせて廃止する条例を附則で定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。下段の表で整理しておりますが、これまで官・民それぞれの法律を統合し、また地方公共団体で様々な規定を行っていた条例を共通のルールとして新たに条例を定めるものでございます。なお、本町の個人情報保護条例は平成17年に制定しており、国の法律が定められた平成15年のあとになりますので、これまでも国の法律に準拠した内容となっております。

また、総務厚生委員会において、これまでの個人情報保護条例と新たな個人情報保護法の比較をした資料の提出についてお話をいただいておりますので、あともって資料2で説明をさせていただきます。

ページをめぐっていただきまして、4ページをお願いいたします。今回の個人情報保護法の改正における新設として、データ利活用に関する施策の在り方がございます。例えば、仮名加工情報として、これまでの匿名加工情報より利活用が可能なものとして法律に位置づけられるものとなります。なお、このデータの利活用においては、総務厚生委員会及び産業建設文教委員会においても個人情報の取扱いは慎重に行うこと、データ活用はいつから行うのか、どのようなデータを取り扱うなどの御意見、御質問をいただいております。

資料4ページ及び5ページに掲載しています他自治体の取組については、データ活用に関する例として先駆的な取組を説明したものでございますが、本町において具体的な運用に至っていない状況ですので、まずは法改正に基づく条例を制定し、その後、運用にあたっては法律の趣旨に反することなく、また個人情報の取扱いには十分留意して行っていきたいと考えております。

次のページ、6ページをお願いいたします。今回の個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整備内容を整理しています。これまで2つの条例を廃止し、国の法律、政令、ガイドラインを遵守することになりますが、地方公共団体においては法律・政令で定められていない事項で、法の趣旨に反しない事項について条例に委ねることになっております。

7ページをお願いいたします。法律の趣旨に反しない事項において、条例で定める事項を整理しております。まず、①の実施機関、それから②の費用負担、③の審査会について条例で定めることとしております。

次のページをめぐっていただきまして、9ページになります。条例の施行とあわせて進めていますが、個人情報ファイル簿の公表です。法律第74条、政令第19条及び第20条に基づき、1,000人以上の個人情報ファイル簿をホームページで公表するように現在進めております。

なお、罰則規定につきましては、これまでの条例に定めている内容は法律に基づき適用され

ることとなります。また、下段の米印に記載しておりますが、罰則規定を設けるにあたって、地方検察庁に事前に審査を依頼することとなっております。3月3日付で問題ないという回答をいただいております。

次に、資料のほうになりますが、議案第3号総務課資料2のほうをお願いいたします。

今回、法律施行条例を制定するにあたり、これまでの条例と新たな法律の比較を整理した資料となっております。備考欄に主な内容を整理しておりますので、御説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。旧条例の第2条第2号で定めていた実施機関について、これまでは議会が含まれていましたが、新法においては国や裁判所による個人情報の取扱いと同様になるため、地方公共団体の機関から除かれて、各市町村議会において条例の制定が判断されることとなります。

3ページをお願いします。旧条例の第4条に定めていた収集の制限について、新法においては第61条から第64条の規定に基づいて行うこととなりますが、第62条の定めにありますように、これまでどおり本人からの収集を原則とするものでございます。

4ページをお願いいたします。旧条例の第5条に定めていた個人情報取扱事務の届出について、実施機関においては、あらかじめ届出が必要となっておりましたが、新法においては個人情報ファイルの取扱いとなり、地方公共団体においては作成・公表することで事前の届出は不要となっております。

5ページをお願いします。旧条例の第7条に定めていた電子計算機の結合の制限については、新法第66条の安全管理措置、第69条の利用及び提供の制限、第70条の保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求の定めから、安全性を確保することとなりますので、法で定めるもの以外でオンラインの制限や審査会へ諮問を行う旨を条例で定めることは許容されないこととなっております。また、旧条例の第11条に定めていた開示請求の手続については、新法第77条に定められており、具体的な様式、実施方法は規則で定めることとなります。

6ページをお願いします。旧条例の第12条に定めていた保有個人情報の開示に係る不開示情報については、新法においては詳細に定められるものとなっております。なお、この不開示情報については、情報公開に基づく非開示情報においても整合を図ることとしておりますので、後ほど情報公開条例の改正においてその内容を説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、8ページをお願いいたします。旧条例の第16条に定めていた開示の諾否決定の期限ですが、新法においては30日以内の期限となっております。これまで条例では15日以内となっておりますので、期限内において速やかに決定を行うことの運用に努めるものでございます。

9ページをお願いします。旧条例の第19条において、開示の実施に係る写しの費用、郵送の費用は実費負担となっており、1件当たり手数料の定めはありませんでした。新法において、国の行政機関は1件当たり300円の負担となりますが、本町を含め、これまで手数料を負担していない地方公共団体においては、条例で無料とする定めが必要となるものです。

ページをめくっていただきまして、11ページをお願いします。旧条例の第28条において、開示の決定などに不服がある場合の審査請求の手続については、行政不服審査法第2条に基づき行うこととなり、新法第105条においては、審査会への諮問について定めがあるものとなっております。なお、行政不服審査法の手続については、個人情報の開示決定、情報公開の開示決定など、原則として全ての行政庁の処分及び法令に基づく申請に対するものが対象となるものです。

ページをめくっていただきまして、12ページをお願いします。旧条例の第29条における審査会の設置については、新たに条例を制定する佐々町情報公開・個人情報保護審査会条例に定めることとなります。審査会委員の構成など、詳細は次の審査会条例において説明をさせていただきます。

また、旧条例の第30条において定めていた、出資等法人の責務等については、新法第4章に

おける個人情報取扱事業者にあたり、法律の規定を遵守することとなります。

ページをめくっていただきまして、14ページをお願いいたします。旧条例の第34条から39条における罰則規定について、新法の適用を受ける条項を整理しています。なお、旧条例第37条は審査会委員に関する罰則となりますので、新規制定する審査会条例においても第17条に定めるものとなります。

以上で、旧条例と新法との比較に係る資料の説明を終わらせていただきます。

それでは、議案書のほうをお願いいたします。

議案書の1ページをお願いします。条例の制定でございますので、条文を朗読して説明を行うべきですが、条例の概要説明をもって朗読に代えさせていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例。

趣旨。第1条。こちらにつきましては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法ですが、を引用しております。第30条第1項は個人情報保護法の特例、第31条第1項は情報提供等の記録についての特例となっております。新たな個人情報保護の施行後において、番号法第30条第1項及び31条第1項の規定は、地方公共団体に直接適用されることとなるため、その特例に関する事項について条例に含まれることを規定するものでございます。

定義。第2条。これまでは実施機関として議会を含めて定めていましたが、新法第2条第11項第2号において、議会が地方公共団体の実施機関から除外となり、それ以外の町の機関を定めるものでございます。

開示請求に係る手数料等。第3条。新法第89条に基づき手数料を規定することとなりますが、本町や地方公共団体においては、これまでどおり手数料は無料とし、第2項においてコピー費用や送付に係る費用を実費負担として定めるものとなっております。

佐々町情報公開・個人情報保護審査会への諮問。第4条。審査会に諮問することができる事項として、専門的な見解が必要な場合を定めるものです。なお、新法第105条においては、審査会に諮問しなければならない事項、開示決定等の審査請求があった場合が定められています。第2号は、新法第66条第1項における保有個人情報の漏えい、滅失または既存の防止に関する安全措置の基準、番号法第12条における個人情報利用事務実施者等の責務の措置の基準を定める場合となっております。

次のページをお願いします。2ページの第4号は、新法第3章第3節、個人情報の保護に関する施策等地方公共団体の施策に関して、詳細を定める場合となっております。

附則。施行期日。第1条。この条例は、令和5年4月1日から施行する。施行日につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の施行日として、令和5年4月1日を定めるものでございます。

次の、関係条例の廃止。附則第2項。こちらにつきましては、関係条例の廃止として新たな条例を制定するにあたり、附則で廃止する条例を定めるものです。

佐々町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置。第3条ですが、こちらのほうも廃止する旧個人情報保護条例の経過措置を定めるものです。第1項は旧条例第2号に定める議会を含む実施機関の職員について、新条例が施行された後も旧条例に基づく個人情報を不当な目的に使用してはならない義務を定めるものでございます。

第2項は、旧条例に基づき委託を受けた個人情報取扱いの事業者においても、第1項と同様の義務を定めるものです。第3項は、新条例の施行日までに旧条例に基づいて行われた開示請求や訂正、利用停止については旧条例に基づき行うものです。

次の3ページにまたがりませんが、第4項から第6項は旧条例に基づく罰則事項について、従前の例に基づき行うものです。

佐々町特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置。第4条。廃止する旧特定個人情報保護条例の経過措置を定めるものがございます。第1項第1号及び第2号は、議会を含む実施機関の職員及び委託を受けた個人情報の事業者について、旧条例に基づく個人情報を不当な目的を使用してはならない義務を定めるものです。第2項は、新条例の施行日までに旧条例に基づいて行われた開示請求や訂正、利用停止について手続を行うものがございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

今回の個人情報の保護に関する条例ですけれども、なかなか難しく、目的、意義というところがなかなか十分に理解できていないので、改めて伺いたいというふうに思うんですけども。事前の様々な説明等や機会を通して、今回の法律施行の目的、それに関わっての条例ということですけども、この資料の中にある総務課資料の1の5ページにあります、「行政の膨大なビッグデータ仮名加工情報を利用へ」というふうにあります。

要するに、行政が持っている様々な情報というのを社会に還元して役に立てようというふうな意味合いかというふうに思うのですけれども。「ビッグデータを分析して、新しい価値や効率的なサービスの創出につなげられる可能性があります。」ということを書かれてあるんですが、具体的にどういうことをイメージできるんだろうかということがなかなかよく分からないんです。

それと関わってなんですけども、一方で罰則規定も非常にやかましく決められていまして、この資料の9ページの罰則の②のところで、例えば、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときということです。不正な利益を図る目的で提供したというのはどういうことを言うのか。不正な利益というのは何かと。逆に言うと、この不正な利益を図る目的で提供しなかったと。提供したんだけど、不正な利益を図る目的ではなかったという場合は罰則に当たらないのか。ここら辺の読み方はどういうふうに読んだらいいのかということです。

それで、なかなか不安ばかりがありまして、非常に行政のデータを含めて様々な情報漏えいが非常に問題になっていて、しかも今回情報の中には機微な情報というのが非常にたくさん含まれてきております。特に、マイナンバーカードなどに関わっては、いわゆる保険情報などがそういったものの中に加わってくる。そうすると保険証と連動していくと、個人の病名や、あるいは治療歴や、あるいは様々な思考に関わるような問題というのが明らかになっている。そういったものが漏えいしていくときに、本当に怖い時代だなという思いもあります。

そういう点で、その目的と、それから今回、自治体として条例をつくらなければならない理由、そのことについて2点解説をいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

まず1点目の、どのような情報をデータとして活用するかというお話もございましたが、こちらにつきましては、委員会の折も少し触れさせていただいたかと思いますが、医療機関が保有する医療情報を活用した創薬や臨床分野の発展、こういったものに国民の健康管理、医療の

促進、そういったことに関与できるようなデータ、こういったものの活用が値するのではないかというふうに考えております。先ほどの機微な情報にも関係、これはしてくるかと思えますけれども、匿名加工情報等々によって個人が特定できないような形でデータの提供という形になろうかと思えます。

それからもう1点、罰則の規定でございますが、先ほどお話しされたように悪意がなかったとかいうお話であろうかと思えます。こちらにつきましては、やはり善意の第三者となるのか、悪意の第三者となるのか、そういったところによって判断がなされるのではないかというふうに考えております。

一連の条例改正でございますが、こちらのほう、国の法律に基づき自治体としても改正が必要になったということで御理解いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

創薬のことはよく分かりました。確かに新規の薬剤を開発するときとかというのは、まさに今回のコロナのような問題で、要するに、感染の状況やそういったものに関わるデータが多数要するということがよく分かります。ただ、そういったものが、今まではそれぞれの製薬企業というのは、それぞれの企業の責任において、いわゆるサンプリングをやって、そして治験をやってという、そういう手続はずっとあったわけです。そういったもので、今回、創薬とかということになると、そういう仕事を、言ってみれば行政のデータを使ってやるということになるのかと、そういう考え方なのかということが、もう1回確認です。

それからもう1つは、悪意の第三者か善意の第三者かというのはちょっとなかなか難しく、そのことそのものがよく分からないんですけど、要するに罰則なので、やっぱり何をしたらいいのかということを確認しとかんといかんだらうと。これは誰に対して言っているのかという、罰則を与えられる者は誰なのかと。これは役場の職員なのか、それとも不正な手段で取ろうとした者は④番なので、開示を受けた者ということで、取ろうとした者は④番で、いわゆる提供した者は②番ということになるのかと。だから罰せられるのは誰なのか。誰に対して言っているのかということをおちょっと説明していただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

この案件が終了するまで、延長させていただきます。

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

まず第1点の町が保有する情報かということについてでございますが、基本的に、今のところではございますが、本町のほうのデータ、例えば本町のほうのデータが出るということはないんですが、この法律自体が、公、官と民とどちらにも当てはまる法律ということになりますので、同じ法律に基づいて、民間の方も公のほうも個人情報取扱いを行っていくというふうな制度が新たに法律としてつくられましたということになります。

それから、先ほどのもう1点の罰則のほうになりますが、こちらのほうにつきましては、狭い意味でいけばやはり町の職員、こういったところになろうかと思えますが、なかなか具体的に、こちらのほうもこれから施行していく法律でございますので、取扱いについて、やはり法律を見ながら、慎重に取扱いをしていかないといけないということではないかというふうに考

えております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

要するに、どうも説明がややあれなんだけど、行政の手續に係る問題と、それから個人や民間の情報管理のことに一元的に管理しようとする法律なのだということですか。そうであれば、やはりその中身について、自治体がこれの条例を定めなければならない理由というのは何ですかということですよ。そして、例えば町内に住む団体や個人がこの条例によって一定の制約を受けたり、あるいは促進を図る情報活用の利便性を受けたりということについてはどういふことがあるのか。そういったことについても少し説明をいただきたい。

それから、やっぱりできた新しい条例だからって、もう罰則は罰則ですから。要するに分らんかったでは済まない問題だと思うんです。だからそれは明確に、こういうことはしてはならないのだということについては、やはりもっと鮮明にすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。2つのことを聞いていますよね。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

まず条例の制定の理由でございますが、これまでは佐々町個人情報保護条例と佐々町特定個人情報保護条例、この2つの条例に基づき情報の制限、管理、こういったことを行っておりましたが、それに代わるものとして、国が法律で定めたことによって国に準拠しますよというのが、今回の条例の制定の大きなところとなります。

それから、先ほどの個人情報の取扱い、こういったことに注意しないといけないということになります。やはり氏名、それから生年月日、その他の記述で住所とか役職等、特定の個人を識別できる情報について提供を行うこと、こういったことについて法律に触れる場合については、先ほどの罰則の規定を受けるような状況となるということで御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（12時05分 休憩）

（12時07分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第3号 佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

（12時08分 休憩）

（13時10分 再開）

— 日程第4 議案第4号 佐々町情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第4号 佐々町情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件を議題とします。
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第4号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案書に添付しております、令和5年3月定例会、議案第4号総務課資料をお願いします。

佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例、こちらのほうでございますが、先ほど午前中にありました議案第3号の条例制定と同様に、地方公共団体に関する個人情報の保護に関する法律の改正が行われるにあたり、新たに審査会の条例を制定するものでございます。

1ページのところの今回の条例制定で、朱書きで囲んでいる新規の審査会条例として、国の審査会設置法とあわせて制定するものでございます。

ページをめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

条例で定める事項としましては、③の審査会の設置があります。下段の枠に記載していますが、個人情報の開示請求決定や個人情報の適正な取扱いについて、専門的な知見を聴く審査会として、国の審査会とあわせて本町も設置するものとなっております。

なお、現在、情報公開審査会と個人情報審査会はそれぞれの条例で定めがありますが、審査会の委員は長崎県下市町と長崎県市町村行政振興協議会の協定に基づき、統一的な委員の委嘱

を行っております。

また、情報公開と個人情報保護の審査会の委員は同じであり、長崎県弁護士会、長崎県立大学教授、長崎県人権擁護委員連合会など5人の構成となっておりますので、今回の審査会を統合し、新たに設置するものとしております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書をお願いいたします。

議案第4号につきましても、条例の制定でございますので、条文を朗読して説明を行うべきところですが、条例の概要説明をもって朗読に代えさせていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

佐々町情報公開・個人情報保護審査会条例。

定義。第3条をお願いします。

第1号の諮問庁は、開示請求の決定等の不服について審査請求の受付が行われた場合、審査会に諮問を行う機関となります。アは情報公開に基づき、議会を含む実施機関、イは個人情報保護条例に基づく議会を除く町の機関、ウは個人情報保護法の実施機関の対象外となった議会について議会の条例に基づき、諮問を行う議長を定めるものでございます。

続きまして、第2号の公文書につきましては、情報公開条例に定める公文書を示しています。

次に、2ページにまたがりませんが、第3号の保有個人情報、個人情報保護法又は議会の個人情報保護条例に定める町の実施機関又は議会が保有する個人情報を示しています。

それから、所掌事項第4条につきましては、審査会の所掌事項を定めるものであります。内容につきましては、各第1号から第5号のとおりとなっております。

組織の第5条、委員の第6条、会長及び副会長第7条につきましては、こちらのほうの審査会について説明をさせていただきます。

現在、審査会は、委員の長崎県下市町と長崎県市町村振興協議会の協定に基づき、統一的な委員の委嘱を行っております。委員の構成は5人となっており、先ほど御説明しましたとおり、長崎県弁護士会、長崎県立大学教授、長崎県人権擁護委員連合会から委員を委嘱しております。新たに令和5年4月1日以降に委嘱の手続を行う予定としております。

3ページをお願いいたします。

審査会の調査審議第8条、それから審査会の調査権限第9条、それから意見の陳述第10条、意見書等の提出第11条、それから提出資料の写しの送付等第12条、こちらにつきましては、審査会の調査・審査に係る事項について、特に説明をさせていただきます。

審査請求の手続は、行政不服審査法に基づき行うものであり、第9条に定める参加人は、審査請求に係る理解を有する者で審査に参加することを認めた者、それから第10条に定める補佐人は、口頭意見陳述を行う際の申立人の援助・補佐をする者として、それから第11条から第12条においては、審査会への意見書、提出資料を定める者となっております。

4ページをお願いいたします。

審査請求に係る調査審議手続の非公開第13条、審査請求に係る審査審議の手続は公開しないものを定めるものとなっており、次の答申書の送付等第14条で、諮問の答申内容について公開の手続を行わずとも公にする公表を定めたものでございます。

個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議第15条、こちらは第4条第3項及び第5項に定めている町の機関及び議会において、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要と認めるときにおける資料の提出や必要な協力依頼を定めるものでございます。

委任第16条、こちらのほうでは、必要な事項は規則に委任するものとして、規則においては議会の招集、それから手続、庶務などを定めるものとしております。

罰則第17条、罰則の規定については、旧個人情報保護条例第37条に定めていた審査会委員の

罰則規定と同様に定めるものでございます。

第2項においては、特に町外の委員が想定されますが、町の区域外で行った行為も対象となることを明確にするものとなっております。

附則。施行期日。第1条。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条の佐々町情報公開審査会の廃止に伴う経過措置第2条と、佐々町個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置第3条につきましては、廃止に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（13時18分 休憩）

（13時19分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
これから質疑を行います。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

条文の中は1点だけですけれども、条文の第10条の意見の陳述というのがありまして、「審査会は審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし」とありまして、「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない」と。要するに審査会がどのようにでも采配できるというふうな感じがするんですけれども、これはどういう意味合いがあるのか。要するに審査会が、必要がないと認めるときはこの限りではないというのはどういう意味合いなのかということをちょっと説明いただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

こちらのほうでございますが、行政不服審査法の中におきまして、口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければいけないが、当該申請人の住所、その他事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難と認められる場合ということになっております。ですから、距離が遠距離とかそういった場合とかも想定されるということで記述がされております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

要するに、物理的な問題や、あるいは距離的な問題というようなことで意見を述べる機会を与えなければならないというのがあくまでも本則だということですね。分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第4号 佐々町情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第5号 佐々町情報公開条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第5号 佐々町情報公開条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第5号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案書に添付しております、議案第5号総務課資料をお願いいたします。

先ほどの議案第3号及び第4号と同様に、地方公共団体に関する個人情報の保護に関する法律の改正が行われるにあたり、関係条例を改正するものでございます。

今回の改正する条例は4件となっております。

主に法律の改正や新規、廃止する条例の引用条文の改正、審査会の設置に関するものとなっております。

裏面をお願いいたします。

下段の右下の佐々町私債権管理条例について、産業建設文教委員会で説明をさせていただいた内容となります。

朱書き下線引いていますが、廃止する条例を引用していますので、新規条例の条文に改正す

るものとしております。

以上で、資料のほうの説明は終わらせていただきます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

佐々町情報公開条例等の一部を改正する条例。

第1条、佐々町情報公開条例（平成14年佐々町条例第9号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

こちらのほうでございますが、第2条の電磁的記録は、第9条第2号でも同様に電磁的記録を引用するため、「以下同じ。」を定めるものでございます。

第6条の個人情報の公開の請求については、他の条文で定めている内容との整合を図るため、公文書の公開を請求を改正し、請求者は公開を請求しようとする者として整理をしております。

2ページをお願いします。

第7条の請求者は、第6条の公開を請求しようとする者と定義が異なるため、請求書を提出した者として定めてあとに引用するため、(以下、「請求者」という。)とするものでございます。

第9条、お願いします。大幅な内容改正となっておりますが、個人情報保護法における不開示情報と情報公開条例の非開示情報の整合性を図るため改正するものです。

情報公開条例の非開示情報については、個人情報保護法の不開示情報と整合が行われている国の行政機関の情報公開法の不開示情報の内容に改正するものでございます。

ページが飛びまして、7ページをお願いします。

こちら、第11条及び第12条でございますが、佐々町情報公開審査会を国の情報公開・個人情報保護審査会設置法に合わせて設置するため、改正するものでございます。

9ページをお願いします。

第2条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐々町条例第19号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

こちらのほうでございますが、別表に定める個人情報保護審査会及び情報公開審査会について、国の情報公開・個人情報保護審査会設置法に合わせて設置するため、改正するものでございます。

なお、長崎県下と長崎県市町村行政振興協議会の協定に基づき、統一的な報酬単価となっております。

10ページをお願いします。

第3条、佐々町暴力団排除条例（平成24年佐々町条例第15号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

町の責務第4条の個人情報の定義について、廃止する個人情報保護条例を引用しておりますので、個人情報保護法に定義する条項に改正するものでございます。

11ページをお願いいたします。

第4条、佐々町私債権管理条例（令和4年佐々町条例第29号）の一部を次のように改正する。
条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

債務者に関する情報の利用、第6条、こちらにおきまして、廃止する個人情報保護条例を引用しておりますので、改正後の個人情報保護条例の町の機関及び議会を定めるものでございます。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第5号 佐々町情報公開条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第6号 佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第6号 佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第6号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案書に添付しております、議案第6号総務課資料をお願いいたします。

佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の概要でございますが、会計年度任用職員の給与条例について、準用する正規職員の給与条例が改正された場合の取扱い（当該年度当初に施行されている職員の給与条例に基づくこと）を定めるため、改正するものでございます。

改正内容としましては、会計年度任用職員の給与は、任期期間や給与の額を定めた勤務条件通知により決定するため、準用する正規職員の給与条例が人勧で改正されても、任用時の勤務条件通知により支給されています。このため、長崎県の条例等を参考に今回整備を行うものでございます。

参考としまして、四角囲みで長崎県の会計年度任用職員の報酬等に関する条例のほうを記載させていただきます。

それでは、議案書のほうをお願いします。

議案書1ページのほうをお願いします。

佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年佐々町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後のところになります。

会計年度任用職員の給与。第2条第4項、この条例に基づき支給される給与は、当該年度当初に施行されている職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号。以下「給与条例」という。）に基づき、これを支給する。

第3条におきましては、引用しております職員の給与の条例が重複しますので、その分につきましては削除をいたしております。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第6号 佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第7号 佐々町納税組合助成金交付条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第7号 佐々町納税組合助成金交付条例廃止の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第7号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、次のページをお願いいたします。
佐々町納税組合助成金交付条例を廃止する条例。
佐々町納税組合助成金交付条例（昭和39年佐々町条例第5号）は、廃止する。
附則。この条例は、公布の日から施行する。
本条例につきましては、本条例にあります納税組合が現時点でないこと、また、今後も新たにできる見込みもないことから、本条例を廃止するものでございます。
よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

廃止に特段の異論があるわけではないんですけども、参考までに、これまで納税組合助成金というのはどの程度が交付されてきたのかということについて、分かる範囲で結構ですが、概算で教えていただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

交付されたのが、直近で遡りますと昭和50年度の決算書を確認できまして、そのときの助成金が1万9,428円となっております。この助成金が100分の4を交付するということになっておりまして、その交付金額が1万9,428円となっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第7号 佐々町納税組合助成金交付条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第8号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第8号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第8号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今回の改正につきまして、お手元に配付しております議案書に添付しております資料で御説明をさせていただければというふうに思います。

まず、改正の根拠でございますけれども、こども家庭庁設置に係る関係法律が整備されたこと、それから民法の改正に伴い厚生労働省関係の省令が整備されたこと、それから児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴う今回の改正ということにな

ります。

その改正の主なものとして、提案理由にもありますけれども、まず、民法改正では子育て、しつけといった親が子どもに対して行使できる権利として明記されていた懲戒権がございますけれども、これが民法改正で削除されたことを受けまして、厚生労働省関係省令が改正されているところでございます。

次に、もう御存じのとおり、令和3年7月に福岡県中間市で、令和4年9月に静岡県牧之原市で起きた保育所や認定こども園における送迎バスでの置き去りによる死亡事故を受けて、令和4年10月にこどものバス送迎・安全徹底プランというのが取りまとめられておりまして、この添付の資料にありますように関係法が整備されたところでございます。

それでは、議案書の1ページを御覧いただければというふうに思います。

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第28号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

まず、今回の改正とはちょっと異なる部分での改正が一部ございまして、大変申し訳ございませんけれども、まず1ページのところですけれども、今回の改正作業を進める中で引用条項のずれがありましたので、そのずれの修正を今回の改正に合わせてさせていただいているところでございます。

お手元のその1ページのところを見ていただきますと、第6条の第5号のところですが、改正前のところ、第14条、第15条、第16条というのがございます。ここが1条ずつずれていたための改正をさせていただいているところでございます。

次に2ページですが、2ページの第7条の第1項第3号のところになりまして、4行目ほど改正前のところですが、第42条というのがございます。

それから第3項の第1号のところ、3行目のところになりますけれども、第27条というのがございます。これがそれぞれ1条ずつずれているところでございます。

それから、ページが飛びますけれども、6ページをお開きいただければと思いますが、6ページのところの中ほど改正前のところを見ていただければ、第41条のところの1行目ですが、第37条第1号というふうにありますけれども、この第37条も1条ずれていたところでございます。

以上の点につきまして、今回の法改正とはちょっと異なりますけれども、今回の改正作業をする中で条のずれの誤りが判明しましたので、今回の改正と合わせて対応させていただいております。申し訳ございませんでした。

それで、資料戻っていただきまして、議案書の3ページをお願いしたいと思います。

先ほど資料のほうでも御説明をさせていただきましたように、第8条の2でございます。こちらのほうで安全計画の策定等が新たに設けられたところでございます。事業所の設備の安全点検や安全に関する指導や職員の研修、訓練等の計画を策定及び必要な措置を講じることが義務づけられたところでございます。

それから、その上の家庭的保育事業者等と非常災害という第8条のところがありますけれども、これまで「消火器等」という表現でしておりましたけれども、今回の改正を進めていく中で「軽便消火器等」ということで国の資料等々全て軽便というのが入っておりますので、今回合わせてこれも改正をさせていただいているところでございます。

それからめくっていただきまして、第8条の3、自動車を運行する場合の所在の確認でございますけれども、この規定が新たに設けられたところでございます。施設外活動での利用乳幼児の所在確認、自動車で送迎する際の幼児の所在の見落としを防止するため、ブザー等の装置をつけると。ただ、1年間の経過措置を講じるというふうな形で義務化されたところでございます。

それから5ページ、次のページのところの第11条になります。家庭的保育事業所が他の社会福祉施設を併設する場合における設備や職員の兼務に関する規定でございますけれども、これまでは保育室、事業所の特有の設備、直接従事する職員という限定的な規定となっておりますけれども、改正後はその行う保育に支障がない場合に限りという、少し柔軟な対応での改正がなされたところでございます。

それから同じページですけれども、第14条につきましては、懲戒権の乱用禁止に係る条項の削除ということになります。

次の第15条に係る衛生管理等ですけれども、この衛生管理に係るこの条項については、努力義務規定ということでは変わりませんが、これまでの必要な措置を講じるという表現からより具体的に、職員に対する研修や訓練の定期的な実施という規定が設けられたところでございます。

改正については、以上のようなところで、すみません、6ページのほうになります。第26条のところは保育の内容ですけれども、厚生労働大臣から内閣総理大臣ということでの改正がなされているところがございます。

以上のような改正でございまして、最後の7ページになりますけれども、附則ということで、施行期日。1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。経過措置。2、改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

以上が、今回の改正ということになります。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

確認なんですけれども、今回の説明はよく分かりましたけれども、いわゆる一般の公立保育所や民間の施設等も含めた全ての保育施設等も、この条例によって制御されるというか、適用を受けるということになるんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今回のこの条例につきましては、家庭的保育ということで一般的に言われる保育ママという、少人数5人以下ということになりますけれども、その施設が対象ということになります。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

ほかの保育所等については、家庭的保育というのはいわゆる保育ママ等ということで、その他については別段の条例があるということですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

その他については、法律等での施行で動いていくということになるかと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第8号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第9号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第9、議案第9号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第9号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、今回の改正につきましても、お手元にお配りしております議案書添付の資料で御説明をさせていただければというふうに思います。

まず、改正の根拠ですけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴うものということになります。

この改正の主なものとしましては、先ほどの第8号議案でも御説明させていただきましたけれども、保育所や認定こども園の送迎バスでの置き去り事故に伴うもの、そういったものを受けて令和4年10月にこどものバス送迎・安全徹底プランが取りまとめられておりますので、こういった改正がなされたというところでございます。

それでは、議案書のほうをめぐっていただきまして、1ページでよろしくお願いたします。

佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第29号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

まず、1ページのところの第6条でございますけれども、先ほどの第8号議案でもありましたように、「消火器等」という表現を「軽便消火器等」ということで軽便という表現をつけさせていただき改正を行っているところでございます。

それから、第6条の2、安全計画の策定等でございますけれども、これにつきましても先ほどの第8号議案と同様に、事業所の設備安全点検や安全に関する指導や職員研修、訓練等の計画を策定及び必要な措置を講じることとして義務化されました。それでの改正ということになります。ただ、あともっての附則になりますけれども、1年間の経過措置を附則で規定することとされているところでございます。

1枚めぐっていただきまして、中ほどになりますけれども、第6条の3でございます。自動車を運行する場合の所在の確認でございます。これが新たに規定されたわけでございますけれども、施設外活動での利用乳幼児の所在の確認、自動車を運行する際の幼児・児童の所在の確認などが義務化されたところでございます。

なお、先ほどの第8号議案に係る家庭的保育事業所については、1年間の経過措置が設けられておりましたけれども、こちら学童保育関係については、経過措置は設けられておりませんので、こういう形でということになるところでございます。

それから、第12条の2ですけれども、業務継続計画の策定等ということで、こちらは努力義務規定ではございますけれども、感染症や非常災害時における業務継続計画の策定に係る規定ということになります。

続いて、ページが3ページのほうに移りますけれども、第13条につきましては、衛生管理等というところで、これも努力義務規定ということは変わりませんけれども、これまでの必要な措置を講じるから、より具体的に職員に対する研修や訓練の定期的な実施という表現がなされているところでございます。

改正については以上のようなことでございまして、以下、附則でございます。

附則。施行期日。1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置。2、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする経過措置が設けられているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第9号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第10号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第10号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第10号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、お手元の議案書に添付しております資料を御覧いただければというふうに思います。

まず、改正の根拠としまして、提案理由にもありますように、こども家庭庁設置に係る関係法律が整備されたこと、民法改正に伴いまして特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴うものでございます。

この改正の主なものとしまして、先ほどの第8号議案でも御説明しました懲戒権が削除されたことを受けて、資料にありますように、基準の一部が改正されたところでございます。

次に、こども家庭庁設置に伴いまして、子ども・子育て支援法に係る引用条文が、また学校教育法に係る引用条文がそれぞれ変わったことによるものでございます。

この資料にありますように、(2)の引用条文に関することというところでは、改正前が第19条第1項第1号、また第2号も第3号も同じような格好ですけれども、項の表現が抜けて第19条第1号、第2号、第3号というふうな形で、また、学校教育法の引用条文につきましては、第25条が第25条第1項というふうな形で変わっているところでございます。

それでは、議案書のほうを御覧いただいて、1ページのほうで御説明をさせていただきます。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第27号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

この引用条文のところですが、まず、第8号議案の時にも御説明をさせていただいたんですが、今回の改正作業を進める中で引用条項のずれが分かりまして、数か所変えております。

ちょっとページ飛びますけれども、10ページをまず御覧いただければと思います。10ページのところの中ほどですけれども、第37条がございまして、ここの改正前のところのちょうど6行目のところに第28条というのがございまして、また、その次の行、7行目に第31条というのがございまして、10行目のところに第33条というのがございまして、この3つの条項につきまして、1条ずつずれていたことが分かりましたので、今回改正をさせていただきます。

それから、1枚めくっていただきまして12ページになりますけれども、12ページの第42条、ちょうど中ほど第6項になります。この第6項の2行目のところに第37条というのがありますけれども、これについても同様に1条ずれていたところでございます。

以上の点について、今回の改正作業をする中で誤りが見つかりましたので、今回改正をさせていただきます。申し訳ございません。

それでは、ちょっと議案書を戻っていただきまして1ページのほうになりますけれども、まず、この1ページのところ、それとめくっていただきまして2ページのところ、また3ページのところ、それから4ページ、5ページとここまでが引用条文の改正で、先ほど言いました法第19条第1項第1号、また、法第19条第1項第2号というところが、法第19条第1号というふうな表現に改められるというところでございます。

それから1枚めくっていただきまして、6ページでございます。

6ページのところは上段のところ、学校教育法関係ですけれども、第25条というのが第25

条第1項というふうが変わっております。

また、その下に厚生労働大臣が内閣総理大臣というふうに変更されているところでございます。

また、第20条のところになりますけれども、法第19条第1項第1号が法第19条第1号というふうに変更されております。

それから、7ページの第26条に係る懲戒権の乱用禁止につきましては、削除ということになります。

それから、その7ページのところもありますけれども、8ページ、9ページ、11ページとありますけれども、ここで改正をさせていただいているのは、引用条文の変更、先ほど申しますように法第19条第1項第1号もしくは第2号、そういったものが項がとれる形で第1号、第2号というふうな形での改正になっているところでございます。

それから、13ページをお開きいただければと思います。

13ページのところも厚生労働大臣が内閣総理大臣に変更されたところでございます。

その下の準用の第50条のところ、ここが引用条文の変更に伴うものではございますけれども、及び第23条から第33条までといった表現が、第23条から第25条まで及び第27条から第33条ということで、第26条が削除されたことに伴う改正ということになります。

あと、14ページ、15ページ、16ページ、17ページというところは、引用条文の改正ということでございます。

最後、17ページですけれども、附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

この内容については分かりましたが、先ほどもありましたいわゆる送迎に係る部分というのの改定というのは、この部分ではないのでしょうか。認定こども園とかの送迎バス等はありませんよね。そういったものについては、条例で規定するものというのは何もないんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今回のこの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるところについては、自動車等の部分については入っておりません。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

これには入っていないというのは分かるんですよ、入っていないというのはね。そうじゃなくて、要するに、その自動車等についての規定は特にほかにもないのかと。要するに、例えば家庭的保育についてはありましたよね、先ほどね、条例の中に。しかし、認定こども園等については条例はないということなのかと。それは別に法律で定められているのかと。先ほど法律

って言ったよね。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

ほかの議案のところでも御回答しましたけども、別途法律で規定されているというところがございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第10号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

（14時09分 休憩）

（14時18分 再開）

— 日程第11 議案第11号 佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正の件 —

— 日程第12 議案第12号 佐々町子ども・子育て会議条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第11号 佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正の件、
日程第12、議案第12号 佐々町子ども・子育て会議条例の一部改正の件、以上の2件について関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号、議案第12号の2議案は、一括議題とします。
町長が、議案第11号と議案第12号の2議案のかがみの朗読と提案理由の説明後、住民福祉課

長から各議案の説明をお願いいたします。

その後、各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

それでは、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第11号 朗読）

（議案第12号 朗読）

議案第11号、議案第12号につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長の議案朗読、提案理由の説明が終わりましたので、次に、住民福祉課長より各議案の説明をお願いいたします。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それではまず、議案第11号のほうでございます。

お手元の議案書に添付しております資料を御覧いただければと思いますけれども、今回の改正に係る根拠としましては、こちらにありますように、こども家庭庁設置に係る関係法律が整備されたことによるものと、子ども・子育て支援法に係る引用条文が変わることということになっております。

それでは、議案書のほうをめくっていただきまして1ページをお願いします。

佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例（平成27年佐々町条例第7号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

こちら、第2条のほうにありますけれども、条文が法第19条第1項第1号というところが法第19条第1号に、法第19条第1項第2号及び第3号というところが、項が抜けて法第19条第2号及び第3号というふうな表現に変わったところがございます。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

これが、第11号議案ということになります。

それから、議案第12号ですけれども、こちらも議案書添付の資料を御覧いただければと思いますけれども、改正根拠としましては、こども家庭庁設置に係る関係法律が整備されたことということになります。また、子ども・子育て支援法に係る引用条文の改正もあわせて行われたところがございます。

それでは、お手元の議案書をめくっていただきまして、1ページになります。

佐々町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

佐々町子ども・子育て会議条例（平成25年佐々町条例第21号）の一部を次のように改正する。
条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

こちらにありますように、改正前は子ども・子育て支援法の第77条ということでしたけれども、これが第72条に変わったというところがございます。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上が、第12号議案ということでございます。

第11号議案、第12号議案どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、議案第11号 佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正の件について質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第11号 佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 佐々町子ども・子育て会議条例の一部改正の件について質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第12号 佐々町子ども・子育て会議条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第13 議案第13号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第13、議案第13号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第13号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今回のこの改正につきましても、お手元にお配りしております議案書に添付しております資料で御説明をさせていただければというふうに思います。

まず、改正の根拠ですけれども、こども家庭庁設置に係る関係法律が整備されたことにより、子ども・子育て支援法に係るまた引用条文が変わることに伴うものでございます。

それでは、議案書のほうを見ていただきまして、1ページを御覧いただければというふうに思います。

佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐々町条例第32号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

この1ページのところの別表第2のところを見ていただければと思いますけれども、変更部分は第19条第1項第2号及び第3号というところが、第19条各号になっております。これにつきましては、御承知のとおり、令和4年度から幼稚園業務についての事務を教育委員会のほうから住民福祉課のほうに移管したことに伴う、このような改正をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、2ページのところでございますけれども、同様に上の「19 町長」

というところがありますけれども、その右側のところが同じように第19条第1項第2号及び第3号に係るものというのが、第19条各号、いわゆるその1号の部分を追加して各号というふうな表現にしているところがございます。

別表第3ですけれども、ここには改正前は情報照会機関として「2 教育委員会」を設けておりましたけれども、ここがなくなるということになりますので、その分が全て上の表の別表第2のほうに移行したというふうな形になっているところがございます。

以上でございます、附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第13号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第14 議案第14号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第14、議案第14号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第14号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、議案書にクリップ留めをしました資料のほうで、改正の内容について説明のほうをさせていただきたいと思います。

改正の概要として記載のほうしておりますけれども、近年、出産に要する費用と出産育児一時金の額とに大きな離が生じていることから、出産育児世帯の負担軽減、少子化対策の一環として現行42万円の支給額を8万円引き上げ50万円とするものでございます。

なお、下段に内訳を図示しておりますけれども、改正後50万円のうち、産科医療補償制度掛金が1万2,000円、出産育児一時金が48万8,000円となっております。

議案書のほうに戻っていただきまして、1枚めくっていただき、改正新旧表のほうを御覧ください。

佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険条例（昭和34年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

出産育児一時金の規定が第5条になります。改正前、40万8,000円であった額を、改正後48万8,000円に改めるものでございます。

それから、附則のほうで施行期日を令和5年4月1日。それから、適用区分ということで、規定のほうをさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第14号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第15 議案第15号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第15、議案第15号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第15号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長をもって説明させますので、よろしく願
いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、お手元にお配りしております資料で説明させていただきます。

委員会報告でもありましたので詳細は省きますが、今年度開設させていただいております月
1回の小児発達専門外来は、現状において新規患者の受入れが三、四か月待機の状態となつて
おります。

このため、療育体制の整備を図るため、現行の月1回を月2回に変更させていただきたいと
考えております。

それでは、議案書を1枚めくっていただきまして、佐々町国民健康保険診療所条例の一部を
改正する条例。

佐々町国民健康保険診療所条例（昭和45年佐々町条例第11号）の一部を次のように改正する。
条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）
に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在す
る場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存
在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場
合には、当該改正後部分を加える。

改正内容につきましては、第7条に小児発達外来に関する小児科・精神科の診療日を毎月第
3木曜日の午前10時から午後5時まで、毎月第3金曜日の午前9時から午後4時まで追加及び
変更しております。

説明が不足しましたのですみません。総務厚生委員会で確認がありました、収支バランスに
つきましては、資料の裏面に示しておるとおりになります。

令和4年度の受診状況を踏まえ、令和5年度の予算を見込んでおりますが、徐々に患者さん
の受入数も増加傾向にありますので、これよりも収入の増も見込めるのではないかと考えてお
ります。

議案書は、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

内容の問題ではないのですが、この条文を見ますと、小児科で第3木曜日、第3金曜日、精

神科で第3木曜日、第3金曜日となっておりますけれども、これでいった場合、例えば9月だと連続した日にちにならないですね。

要するに、9月の場合は9月1日が木曜日なんです。だから、9月の第3木曜日は何日になるのかな、第3木曜日は21日、第3金曜日は15日になるんですよ。だから、そういうときは困る。これではちょっと適応できない感じになるので、何かひと工夫あるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します

（14時40分 休憩）

（15時26分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変御迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。

議案第15号の佐々町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の件でございますけど、文言を修正させていただきまして、差替えをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。大変申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（15時27分 休憩）

（15時27分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

今、お手元のほうに、佐々町国民健康保険診療所条例の一部を改定する条例の正誤表ということでお配りさせていただきました。

御提案させていただいた分につきまして、改正後の部分が、「第3木曜日」という表現でございましたけど、これを「第3週木曜日」、また、「第3金曜日」という表現でございましたけど、それを「第3週木曜日の翌日」という形の表現に変えさせていただいております。申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、総務理事から改正の内容が説明されましたけども、議員の皆さん方、これでよろしいですか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしということですので、そのまま審議を続けさせていただきます。
ほかに、今、質疑ということでしたけれども、ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これにて質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第15号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第16 議案第16号 佐々町地域交流センター条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第16、議案第16号 佐々町地域交流センター条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第16号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、別添の資料のほうをよろしくお願いいたします。

今回、地域交流センターの多目的室1に空調設備のほうを設置したことに伴いまして、今回、冷暖房使用料を追加するものでございます。使用料の単価300円の算出根拠につきまして、こちらの資料のほうで説明させていただきます。

表の下段のほうに米印でお示ししております。部屋の面積割で按分算出をしております。平成29年度に本条例を制定した際と合わせた形で算出をしております。計算式としましては、2階の多目的室2の面積割合からの算出となり、端数を切り捨てた300円と設定したものでござ

います。

なお、地域交流センターのほかの部屋と同様、コインタイマー式の運用となりますので、100円満を切り捨てたということでございます。

資料の下段のほうをお願いいたします。

こちらに地域交流センターの平面図のほうを付けております。左側が1階、右側が2階の図面となります。左側の1階のほうを見ていただきまして、青の四角が空調の設置箇所でございます。片面でいきますと、片面に6台の空調と、それから、この下の壁際のほうに小さな長四角の図があると思いますが、こちらのほうがコインタイマーとなるものでございます。冷暖房使用料の算出根拠に使った多目的室の2につきましましては、右側の2階にある部屋でございます。

それでは、議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

佐々町地域交流センター条例の一部を改正する条例。

佐々町地域交流センター条例（平成29年佐々町条例第3号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

左側の改正後表をお願いいたします。イの冷暖房使用料ということで、多目的室1（半面）、1時間につき300円というところを追加させていただいたものでございます。

裏面のほうをお願いいたします。左側の改正後表でございますが、備考のところでございます。下線部分をお願いいたします。

また、冷暖房使用料は消費税及び地方消費税を別途加算して算定し、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとするということでございます。

ほかの条例等にも、コインタイマーで運用している冷暖房使用につきましましての条例と表現を合わせたものでございます。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

2点、お伺いします。

まずは、積算根拠の部分で理解ができない。と申しますのは、資料を逆算しますと、会議室2が平米当たり0.9円、会議室1は平米当たり0.63円、多目的室は平米当たり0.72円というふうな差があり、平米単価にそれぞれ差があった中で、多目的室2の0.72円を採用されたという根拠も、ちょっと整合的に合点がいかない。

ましてや、消費税分が云々という文脈も入れてあるんで、そもそもの単価設定ということ自体を、今回の改正に合わせて、ましてや、委員会資料を見させていただきましたが、平成29年、1時間当たり400円ほど経費計上がかかっていたのが、現在、令和5年では、1時間当たり1,000円相当の電気代がかかっているという状況も踏まえた中で、そもそも論の料金設定自体を、この消費税の文脈も加わっているんで、どういうふうな検討をされてその単価設定というのがなされたのかというのが、ちょっと意味が分からない。もう少し詳細に説明をいただきたい。

もう一つ、2月7日の日に所管委員会で調査がなされておりますけれども、その際に、いわゆる児童生徒の教育に絡むものとしての使用に関して、いわゆる減免とか、そういった特段の配慮が必要ではないかというやりとりが、委員のほうから意見がなされておって、所管課としましては、改めて再度整理をさせていただき提案する旨の回答があつておると。

これまでの取扱いも含め、その整理はどのようになされたのか、今回提案してありますので、どのような整理をして上程されたのかというのを伺いたい。

私のほうでちょっと、取り急ぎ調べさせていただいたところ、一応、条例及び施行規則のほうに減免規定がありますが、使用料及び備品使用料、備品使用料に今度、これはかかるわけですが、冷暖房使用料を除くというくだりで、いわゆる減免規定ってないわけですね、冷暖房使用料についてはですね。このような状況の中、どのように整理をされたのか。使用料につきましては、町内の社会教育関係団体、福祉団体及び町内会においては、3分の2の減免の規定がありますが、先ほど申し上げましたように、備品使用料、冷暖房の減免規定ないわけですよ。

所管委員会の調査の中で、委員が指摘された教育に係るもの及びスポーツ振興に係るものについては、特段の取扱いをするべきではないかという意見がなされて、改めて整理ということでしたので、その整理をどのようにして今回上程されたのかをお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、まず1点目の算出方法についてでございます。

確かに、電気使用料等の高騰もございまして、そういうところでは、今回加味をしていないということでございます。その他の施設の料金との均衡等を図るために、このような算出方法をしたわけでございます。

これが平成29年度に、地域交流センターの条例の使用料のほうを設定したわけですが、そのときと同じような形で面積のほうで按分をして計算をしたわけですが、議員がおっしゃるように、面積で按分して端数を切り捨てることによって、確かに平米単価の金額が上下するということはあるかとは思っておりますが、そのような計算方法でしたということでございます。

それから、2点目の教育に関する子どもたちが使用するような場合の免除等の検討の状況でございますけれども、先ほどありましたように、施行規則のほうに、冷暖房使用料は除くということで、こちらのほうは、今の規則の中では書いてございます。そちらのほうは改正させていただく方向で、今、調整しておりますのは、子どもたちが使用する場合は、免除の方向で現在調整中ということでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

単価の分も、いわゆる多目的室2、会議室1、会議室2で何台設置してあるかと。その機能とか、そういった部分も影響はすると思うんですよ。多目的室2、それぞれ施設の中で単価が違うんですよ、はっきり言って。この単価の差はどういったことで設定されて、なぜ多目的室2の単価を利用して、多目的室1にもってきたのかという根拠も、もう今の説明じゃ理解がしがたい。

ましてや、せっかく所管委員会の調査で意見が出されて、整理をすべきだということであれ

ば、条例を提案する前に整理をつけて、あわせて改正しないと。これまでも実態として、部活動とか社会教育とかそういった部分で使われていたのも全然減免はなかったっていうことですかね。仮に言ってですよ。

でも、4月から運用されるわけでしょう。それであれば、早めにしないと、その対応というのは困るわけですよ。いつまでにされるのか。どのような方向性なのか。運用がもう4月から始まるのに検討しますって、ちょっとおかしいんじゃないかと思しますので、再度その点、説明を求めます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

まず、規則の改正等の対応の遅れについては申し訳ありません。ほかの施設等の整合性もとりながらということで減免等を考えて整理をしておるところでございます。4月までには間に合うように、規則の改正等を行いたいと思っております。

それから、平米単価の違いというのは、これ、コインタイマー方式に従い、どうしても100円単位で刻まないといけないということで、どうしても零点幾つのあたりで違いが出てくる。類似した施設として多目的室2を選んだという経緯がございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

それであれば、4月に間に合うように規則を改正し、所管委員会で各委員さんが言われた部分の配慮の下、減免の取扱いで進めていくという方針であるということですね。4月までにはしていくんだと。単価については100円単位でやむを得ない、多少の差異はやむを得ないんですよということであると。

追加して聞かせていただければ、最後に、3問目ですから。

半面での設定ということで、かなり広い面積になりますので、果たして半面使って、半面冷えるのか、温まるのかと、その状況です。何らか透明のパーティションを真ん中に対応できるようにして、寒気を逃さない、暖気を逃さないというようなことがなされれば、それは、意味は分かるんですけど、そのままの状態で大丈夫なのかの懸念がもう一点あります。その点について、最後に質問したいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今おっしゃられました半面を使った場合にということでございますが、こちらにつきましては、その日の温度や環境によりまして違いは出てくるとは思っておりますが、状況を見て考えていきたいと思っております。

パーティションの件とか、今おっしゃられたと思います。カーテン等、パーティション等も考えたところではあるんですけど、そちらのほうが、やっぱりスポーツ、それからレクリエーション等を使った際に、そこに突っ込んだり、カーテンであっても、突っ込んだらそれが丸

まって引っかかって全部が落ちてしまうというような危険性もございますので、安全性を考慮すると、そういったのが今のところ厳しいのではないかなというふうに考えているところでございます。

そういったところについては、運用のほうでなるべく早く整理をしたり検討したりしていかなければいけないというふうには思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

所管委員会で、所管の委員さんたちが、住民の代表としまして、それぞれの意見を出されていると。いわゆる、先ほど来言うように、備品使用料の減免規定についての意見が、拝見させていただいております。4月からなされるということであれば、規則は本会議には上がってきませんので、制定される前に、所管の委員会のほうに必ず説明をしていただいて、執行のみで全て決定するのではなく、議会のほうに諮ってというか、意見が出されるような対応を私は望みたいと思います。意見です、最後は。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

先ほどの議員の質問と同じことなんですけど、もともと、どういう発想からこの使用料の計算式が始まったかですね。当初、地域交流センターができた時には、建築費が幾らあったか、今後、管理費が幾らかかるのか、備品購入して、人件費、物件費、維持管理費がどうかかるかがベースで、平成29年ですか、つくられた料金が200円ということになっているようですけども。

単純的に、今回エアコンが付いたということは、プラス、エアコン分の全体の費用を計算して、人件費が幾らかかるか、物件費、先ほど言っとった、電気代が1,000円以上上がるとるから、これを計算して、1年間トータルして、耐用年数が、クーラーが幾らか知りませんが、年間で割って、計算式は大体そのようにして使用料は出すようなことになっていますからですね、そこら、なされたのかどうかですね。しとればそれで結構なんです。

もう一つは、減免とか免除、これのスポーツ施設、体育施設とか、いろいろ教育委員会はたくさんお持ちですから大変でしょうけど、まず、どのベースは減免する、どの機関は減免とか免除をはっきりしてから貸付けしたりせんと問題が起きてくると思うんです。

調査の中でも出とったスポーツ少年団とか、ボランティア団体とか、あと町内会、自治連絡会、思い当たるところは健全育成会、これはもう免除ですよ、全体的に。通常はもう、町の施策に協力して行っていますから、そのはっきり区分けをしてから、そんならお金を取る原則がありませんですね、受益者負担金の原則がありますから、取らなくちゃいけませんけども、その中で、免除とか減免はそれで決めていって、取るとした場合の皆さんについては、あと何%の減免率とか取るかですたい。公共的福祉団体にとっては、何%引こうという、そういうあれをきちっと決めてしないと、こういう問題があるから、いささかこの300円は私は賛同できない。調査の段階とか設定の段階が。

ですから、そこら辺ちょっと、どういう経過で300円といたら、さっき答弁聞いたけど、原価計算して、クーラー分ばどがんでかき上げたかですね。前の200円をベースにしたらいか

んと私は思います。ちょっと答えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、本来の使用料はそういう算出でやるべきかもしれませんが、社会教育施設たくさん持っているわけですけど、それらの施設の広さでやらないと、利用者にとって不平等感があるだろうなということで、今回、多目的室を、一応、根拠として算出したところ
です。

それから、免除の基準については、一応、きちっと決めて対応したいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

私の意見が否定されたわけですけど、やるべきと思うけど、こういうことですね。

しかし、ベースとなる単価は、やっぱり計算して、面積で貸すのも結構なんですよ。時間当たり貸すのも結構なんですよ。要するに、ベースの原価を取り戻すとは無理ですから、何%まで安く受益者負担をできるかを考えているものですから、300円が適当なのかというのは判断したいからちょっとお尋ねしておるだけであって、もう答弁いいですけど。あと、採決で判断します。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

佐々町地域交流センター条例の一部改正の件について反対討論をいたします。

単価当たりの面積の換算の計算がまだ不十分であると私は判断をいたします。もう少し免除、減免、あれから、単価の算出基礎をはっきりして出すべきだと判断いたしまして、反対といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）
賛成討論します。

おっしゃられるとおり、単価の設定という分について、議員おっしゃられる部分も理解はするんですが、今後、先ほど私が質疑させていただいた減免規定を見直して4月から当たると。

趣旨としましては、現状、備品使用料、冷暖房使用料を除くという部分になっていますが、所管委員会で各委員がおっしゃられた、町内の社会教育関係団体及び福祉団体、町内会、そういった、現状、使用料にある減免対象団体に対する減免を4月から進めていくと、規則を改正して進めていくという意向であるということが確認できましたので、それであれば、私は賛成させていただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第16号 佐々町地域交流センター条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

間もなく16時になりますけれども、この議案第17号まで時間を延長させていただきます。

— 日程第17 議案第17号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第17、議案第17号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第17号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、別添の資料のほうをお願いいたします。

こちらにつきましては、佐々町の部活動の在り方検討委員会の設置に係る背景と経緯について記載をしております。説明をさせていただきます。

近年の部活動につきましては、少子化や学校の働き方改革など大きな課題を抱えており、国において、部活動を学校単位から地域単位の取組として進めるべきとし、令和5年度から令和7年度末の3年間を改革推進期間としておりますが、3年間にこだわらず、自治体の実情に応じて地域移行時期を検討することとされております。

それを踏まえまして、一番下になりますが、3番の本町における今後の対応といたしまして、令和5年4月に佐々町部活動の在り方検討委員会を設置いたしまして、6月から翌年2月までに3回の委員会を開催する予定であります。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、議案書の4ページのほうをお願いいたします。4ページの下から2つの部分が今回改正となっております。

まず、改正前の太枠の欄中がございます。佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事総合評価審査委員会と、その下の、し尿等前処理施設建設工事総合評価審査委員会につきましては、入札実施、落札により業者が決定し、委員会としての役割が終了したことから、今回削除するものでございます。

続きまして、下のほう、5ページのほうをお願いいたします。

先ほど申し上げました佐々町部活動の在り方検討委員会の部分を追加させてもらっております。

それでは、失礼いたしました。議案書の1ページのほうをお願いいたします。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

4ページのほうをお願いいたします。

先ほど申し上げました佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事総合評価審査委員会、こちらのほうと、その下の、し尿等前処理施設建設工事総合評価審査委員会、この2つを削除するものでございます。

それから、5ページの一番下になりますが、佐々町部活動の在り方検討委員会、こちらのほうを追加させていただくものでございます。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

国においてもこういう方向で進んでいるんでございますけども、要するに、地域に移行するというのは佐々では可能なんですか。例えば、地域といたらどこになるのかなと思って、可能なのかなと思って。絶対、地域に移行可能な限り進めるということですけど、どこを想定しているのかなと思ってですね。1点目、お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

部活動の地域移行につきましては、地域の受皿ということで、それがあのかというところがございますけれど、今、地域の受皿として、指導者の質・量の確保、施設の確保、大会の在り方、会費、保険の在り方等、様々な課題があるところでございますけれど、そういったところを、検討委員会を立ち上げ検討をしてみたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
9番。

9番（須藤 敏規 君）

幾らお偉いさんに学識経験聞いて、意見聞いても、自分たちが佐々町のスポーツ振興とか部活動に協力できるかという人を把握していないと、人から言われてこうしたほうがいいですよと学者から言われても、本人たちが考えんばっちゃんいかなって私は思うんですね。体育協会、スポーツ少年団、今やっている各、何ですか、口石で何とかスポーツを教えている方、また、潜在的に昔していた人で、そこに頼めるかどうかというのは素案を持っておくべきじゃないかなと私は思いますね。

あと、立ち上げた場合に、国から何かお金がくるわけですか。

議長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、今おっしゃられた件につきまして、検討委員会のほうで、そのメンバーでございますけれど、まず、中学校の保護者代表であったり、それから中学校の校長、部活動の担当者、それから地域の体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進員などをお願いいたしまして検討していこうというふうに考えているところでございます。

それから、補助金につきましてもあるということで聞いておりますので、そのあたりは、今度の検討委員会には該当しませんが、その次の段階であるというふうに聞いておりますので、そちらのほうも考えながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（淡田 邦夫 君）
9番。

9番（須藤 敏規 君）

大体分かりました。

要するに、県が前年度からいろんな県の計画ですか、策定されているようですので、ホームページに載っ取るかどうかは分かりませんが、なければ、資料を要求するかも分かりませんので、今後よろしく願いいたします。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。
6番。

6番（阿部 豊 君）

所管事務調査で読ませていただいたんですが、国の方向性も県の方向性も確たる方向性が定まりがないというような表現がなされております。現状もそうなのか。

そして、町としてどのような方向性を持って立ち上げようとしてされているのか。それなりの素案があって委員会を立ち上げられると、あるべきだとは思いますが、町として、教育委員

会として、地域移行というような流れの中で、一番地域の実情を認識しているのが現場だと思います。そこら辺をどのようにお持ちで、この検討委員会を立ち上げようとしているのか、そこをお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今、おっしゃられた件につきましてでございますが、地域移行というのは、地域の方々にそういった部活動の指導者等として担っていただくという、大変難しく、私らどもも思っているところでございます。

そういったことも含めたところで、この検討委員会のほうに、地域の方々やスポーツ関係者の方々にお出でいただくように考えておりますので、そういったところも含めて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

所管事務調査で、ある程度意見は出しているじゃないですか。受皿となる社会体育の指導者の育成が重要だと。こういった意見を踏まえて、そこら辺をどうやっていくのかというのは、教育委員会自体が持つべき問題じゃないですかね。

その具体性をどうしていくかというのを、皆さんの意見をいただいて進めていきたいから検討委員会を立ち上げるというのがあるべき姿じゃないかなと思うんですよ。ある程度の具体的な、地域の実情を踏まえて、現状、佐々はこういったことが不足しているので、ここに力を入れていきたいというような、そうしないと、結局、実現不可能な議論になってしまわないかと。

実現可能な議論になるようなものを、教育委員会自体が先に熟成させて、それで検討委員会をこういうふうな方向で進めていきたいというのは持つべきじゃないかなと、私自身思います。

もうちょっと現場の教育委員会で議論を深めて進めていかないと、なんかこう話聞いていると、取りあえず立ち上げて、皆さんの意見を聞いて、なんか丸投げみたいなふうにしちちょっと伝わらないんですよ。

これまでもいろいろ諮問や検討委員会を立ち上げられて、答申をもらっても前に進まないといった事例が散見されていますので、そこら辺を危惧して申し上げます。

再度、教育委員会の姿勢として、どういった意図を持ってこの委員会を立ち上げるんだというのを明確に説明していただけないでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員がおっしゃるように、大変大きな問題で非常に難しい問題でございます。私どもとしては、最近といいますか、国のほうからガイドラインが出てきたわけですが、学校の設置者は、本ガイドラインにのっとり、都道府県の部活動の在り方に関する方針を参考に、設置する

学校に係る部活動の方針を策定するという一方で、まだ、県からはそのガイドラインが出てきておりませんが、少しずつ、話が大き過ぎて、まず情報を共有するところから始めなければこれは非常に難しいだろうなというふうに思っています。

ここが、国が言っているのは、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育協会、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム云々って、団体をたくさん出しておられるんですけど、佐々町の場合は、議員御指摘のように、そういうところというのは非常に難しい。

お互いに協力していくとか、14部、中学校にございますので、14部のうち何部かは、もう既に体育協会で作っている分もあります。そういった事例を見ながら、組合せ等について考えていかないとなかなかうまくいかないのではないかなというふうに思っているところです。

まずは、その御理解をいただいて、どこの市町も非常にこれ苦しんでいるところで、なかなか前に進むのは難しかろうと思います。

長与町が令和5年から全部活動を地域移行するというところでございますので、そのあたりの先進事例を見ながら、それが佐々に適合できるのかどうか、そういったことから議論を深めていかないとこれは非常に難しいだろうなと思います。

私どもが、この方向だって出すのも非常に難しいというふうに思っているところです。しかし、本当にそうなったときに、対応が遅れるということであつてもまずいなという思いを持っておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

国のガイドラインは国のガイドラインで、全国統一的なもので示さざるを得ないと。でも、何十万の市もあれば何千人の町も村もあると。それぞれの地域、実情に合致した、国のガイドラインに合致しきれるかという部分には、やはりその無理難題があるかと思うんですよ。佐々町ならではの皆さんの協力の下、こういうことができるのかできないのかというのは、地域の実情を一番熟知しているのは執行側であると、現場の職員だと思うんですよ。

そもそも論として、実際、今受皿が学校ですよ。学校としてどのように考えられているのかというのは先んじて議論を尽くして、佐々町ならではの醸成していただきたいというふうに思います。最後、意見です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

クラブ活動についてですけども、普通、休みじゃないときには学校の指導者が指導するんでしょう。そして、地域というのは、土曜日・日曜日のときの指導者じゃないんですか。ちょっとそう感じたものですから。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

現在、国が言っているのは、いわゆる土曜日・日曜日・祝日等の地域移行と。ゆくゆくは完全地域移行もというようなことを言っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（橋本 義雄 君）

一応そういうことなんですけども、学校の指導者と、それと土曜日・日曜日する地域の人ということであれば、先ほど今言われました体育協会とかそういった人たちの話合いをしながら方向性を見つけていくということを聞いておりますけども、そういう中で、昔はそうした、たけた人が個人的に陸上なら陸上を教えて、そしてずっとやってきた経緯があるので、そういった人たちを探しながら、やはりその人たちの話合いを教育委員会でして、そして前進して向かって、クラブ活動に一生懸命、今の中学校の生徒がスポーツをやりやすいように、また、興味を持つような指導をしていかないと、教育委員会がそのままぶらぶらしよったっちゃ、どうしたらいいかじゃなくて、やっぱり学校の先生とも話し合って、そして、方向性を決めていってもらいたいと思います。意見です。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかにないでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第17号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

お疲れ様でした。

（16時17分 散会）